

就職促進手当 簡単まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

雇用保険の就職促進給付は、失業者の早期再就職と職場定着を支援するための制度で、4種の手当が含まれます。

就業促進手当の種類

手当名	支給対象	主な条件
再就職手当	基本手当の支給残ありの再就職	支給残日数が1/3以上、1年超の勤務見込み
就業促進定着手当	再就職後の賃金が前職より低下	再就職手当の受給済・同一事業主に6ヶ月以上雇用
就業手当	再就職手当の条件を満たさない短期就業	雇用期間1年未満の就業やパート等
常用就職支度手当	就職困難者の常用雇用への就職	障害者などが安定職に就いた場合

就業促進定着手当の受給条件（全て必須）

- 再就職手当を受給している
- 同一事業主に6ヶ月以上雇用保険被保険者として雇用されている
- 再就職後6ヶ月間の賃金日額が離職前を下回っている

支給額の計算式



計算式

(離職前の賃金日額 - 再就職後6か月間の賃金日額)

×

再就職後6か月間の
賃金支払基礎日数

※上限あり：基本手当日額 × 支給残日数 × 40%（または30%）

申請手続きの流れ

ステップ	内容
書類準備	支給申請書・受給資格者証・6ヶ月分の出勤簿・給与明細または賃金台帳（原本証明付）
申請先	再就職手当を申請したハローワーク
期限	再就職後6ヶ月経過日の翌日から2ヶ月以内
方法	郵送または窓口持参